

第8期 雲南市農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 令和6年1月23日（火） 13:30～14:40

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員（16名）

4. 欠席委員（3名）

5. 事務局又は説明者

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第53号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第54号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第56号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第57号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第58号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第59号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>では、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p> <p>(会長 年頭のあいさつ)</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、16名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第7回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行いません。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により12番委員、15番委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・災害復旧のための公共事業の施工に伴う農地転用に係る届出書の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 (農業者年金加入推進について・・・加入推進部長 説明) ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行います。 それでは最初に、議第53号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ、議第53号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。10ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の3筆で地目は議案書のとおりです。面積は266㎡、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地が山林に囲まれており、日当たりが悪く長年耕作していなかったことから原野化してしまった。また、墓地への参道に囲まれているため長年耕作を行っておらず原野化し、今後も農地として使用することが困難なためということです。令和5年12月27日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などのやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>で復旧が困難な土地であるため非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議の程をよろしくお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第53号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第53号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第53号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第54号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ、議第54号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。12ページをご覧ください。図面については別添9ページから掲載しています。</p> <p>番号1番、〇〇町〇〇です。地目は畑1筆、関係者は1名で面積は116㎡です。令和5年12月28日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号2番から10番、〇〇町〇〇です。地目は田9筆、関係者は3名で合計面積は5,116㎡です。令和5年12月27日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号11番、〇〇町〇〇です。地目は畑1筆、関係者は1名で面積は616㎡です。令和5年12月28日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号12番と13番、〇〇町〇〇です。地目は田1筆、畑1筆、合計2筆で関係者は1名、合計面積は293㎡です。令和5年12月27日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>合計面積は田5,196㎡、畑945㎡、合計6,141㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などのやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で復旧が困難な土地であるため、非農地と判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますので、ご審議の程をよろしくお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第54号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>無いようですので、議第54号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第54号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第54号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第55号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第55号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書15ページをご覧ください。図面資料は13ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は2,023㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。申請地は寺の住職であった元所有者が亡くなったことにより譲渡人が相続しました。しかし、譲渡人は市外に住んでおり管理ができないため、新しい住職となった譲受人に譲り渡すことになったようです。譲受人も市外在住ですが、元の所有者の頃と同様に檀家役員の方へ耕作を依頼しながら、自身も寺にいるときには農作業をされると言っておられます。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は192㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。申請地は譲受人の宅地に隣接しており、譲渡人が自己所有地の整理を行うために譲受人へお願いして譲り渡すことになったそうです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆及び〇〇町〇〇の11筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は6,134㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。申請人は親子関係であり、本申請は生前贈与を行うためのものです。譲受人も既に耕作を行っており、所有権取得後も協力して耕作をしていくとのこと。申請地のうち1筆は農事組合法人に貸し付けている田がありますが、譲受人がその法人の構成員となるため問題はありません。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は2,241㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。申請人は親戚関係であり、申請地は譲受人の宅地に</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>隣接しているため譲受人が以前から耕作をしていました。所有権を取得後も変わらず耕作をされるとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議の程をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第55号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第55号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第55号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第56号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ、議第56号農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。今月は1件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。図面については25ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は260㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由は駐車場と庭の一部として利用したいとのことです。始末書が提出されており、昭和42年に宅地造成した際、農地法の認識不足のため、転用の手続きをせず今日まで利用してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。以上、報告いたしますので、ご審議の程をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
3 番	はい
議 長	はい。どうぞ。
3 番	はい、3番です。この案件については、始末書が出されており、その上で確認を取って

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>おりますので説明いたします。この度、宅地へ離れを増築しましたが、借り入れの関係で敷地の謄本を入手したところ申請地は農地であることが判明しました。申請地は昭和42年頃に親族が居宅を建築した際に造成したと記憶されています。その後、駐車場、進入路、庭、法面として利用されました。農地法の知識不足や親族からの引継ぎが充分でなかったことにより、無断転用状態であることが分かりましたので、転用申請を行って頂くことになりました。農地転用等の必要な手続きを行わず転用してしまったことをお詫び申し上げます。今後このようなことが無いよう農地法を遵守しますとの事でしたので、ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で議第56号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第56号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第56号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第57号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ、議第57号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は5件の申請が出ております。議案書21ページをご覧ください。図面については29ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は461㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、現在の住まいが手狭となったため、申請地を借り受けて住宅を建築したいとのことです。始末書が提出されており、平成28年頃に農地法の手続きをしないまま申請地の一部に砂利を敷き、駐車場として利用してきたとのことです。農用地区域外で、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は494㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、現在の住まいが手狭となったため申請地を借り受けて住宅を建築したいとのことです。始末書が提出されており、昨年9月末に地盤調査のため申請地の一部へ砂利を敷いてしまい、転用許可を得ないまま事前着手してしまったとのことです。農用地区域外で、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第2号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺にお</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>いて居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は287㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、職場近くのため申請地を譲り受けて住宅を建築したいとのことです。なお、こちらの申請地ですが、後述します申請番号4番の隣接地となっています。農用地区域外で土地代及び確認委員は議案書のとおりです。農地区分は都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第9条第1項に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は316㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受けて住宅を建築したいとのことです。農用地区域外で土地代及び確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号3番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は35㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受けて家屋の庭として利用したいとのことです。農用地区域外で土地代及び確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>なお、申請番号2番については、第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。この案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上、報告いたしますので、ご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
10番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
10番	<p>10番です。1番の案件について説明します。図面は30ページをご覧いただくと、写真の枠で囲んであるうちの一部を駐車場2台分として利用してしまっていたということで始末書が出されています。家族が増えたので住宅を建てることになり手続きを始めたところ行政書士から駐車場として利用するのは無断転用にあたるとの指摘を受けました。申請地は居宅に近く、平成28年頃から申請人が駐車場として利用してきていました。始末書の一部を読み上げます。私は農地の転用には農地法の許可が必要である旨をこの度知ることになり驚いています。今後は、農地法等手続きを充分に理解し、二度とこのような事のないよう確約いたしますので、どうかよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたしますとのことです。以上でございますので、ご審議の程をよろしく願いいたします。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
15番	はい
議 長	はい。どうぞ。
15番	<p>15番です。2番の案件を聞き取りしていますので説明します。図面は33ページをご覧ください。今回の転用理由は、現住居において家族が増えたことにより手狭になったことと土砂災害警戒区域に含まれているため申請地へ住宅を建築することになったそうで</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>す。近隣に適地が無かったことと今後の親族のサポートを検討し、なるべく居宅に近い場所へ新築したいため申請地を選定されました。写真資料をご覧ください。申請地は土地改良区域に含まれていますが両側の山がせっており、年中、水が溜まっている状況でした。始末書が提出されています。住宅を建築するにあたり宅地として利用できるかという不安が高まって、9月末に業者へ地盤調査を依頼し、併せて申請地の一部へ砂利を敷設し、水路を設置したということです。本来ならば、許可後に施行すべきところ不安が募り先行してしまいましたことは私の不徳の致すところでございます。甚だ勝手なお願いではありますが、事情をお汲み取り頂き寛大なるご高配を賜りますようお願い申し上げますという状況でございました。ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第57号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第57号農地法第5条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号1番と3番から5番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第57号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番と3番から5番の案件を申請のとおり許可することに決定をいたしました。 次に、本案件のうち申請番号2番は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第57号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書23ページ、議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書24ページをご覧ください。今回は設定件数28件で、内訳は〇〇町9件、〇〇町4件、〇〇町2件、〇〇町10件、〇〇町3件です。また、借り受け戸数は19戸となっております。なお、受付番号23番からは圃場整備関連に伴う農地中間管理機構への預け入れとなっております。 この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮を願ひたいと思います。あの時計で14時25分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">..... (休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、利用権貸借の申請番号1番から5番と7番から28番について〇〇町からお願いします。</p>
1 番	<p>はい、1番です。〇〇町分ですが、全部で9件ありました。この内、1番から5番と7番から9番の8件は、いずれも再設定であり、借受人は農業へしつかりと取り組んでいる方ばかりですので問題はないと判断いたしましたのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
8 番	<p>はい、8番です。10番から13番までの4件です。この内、3件が再設定、1件が新規であります。新規の方は再設定で借受けられる方と同じ方であり問題ないと判断いたしましたので宜しくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
3 番	<p>はい、3番です。2件ありますが、いずれも再設定であり問題ないと判断しましたのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
1 2 番	<p>はい、12番です。16番から18番の3件で新規が1件含まれていますが、借受人が認定農業者であり問題ないと考えます。19番についても再設定であり問題ないと判断しました。23番から28番については、以前から出されている圃場整備事業に伴う設定でありますので、これも問題ないと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
5 番	<p>はい、5番です。20番から22番ですが、いずれも再設定です。23番は受け手が法人です。全ての案件で問題ないと判断しましたのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号1番から5番と7番から28番の案件は申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号1番から5番と7番から28番の案件は申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。〇〇町分の利用権貸借の申請番号6番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、4番委員にはご退席願います。</p>
議 長	<p>(4番委員 退席)</p>
議 長 1 番	<p>それでは、この案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。</p>
議 長	<p>はい、1番です。6番の案件ですが、再設定であり、受け手が法人ですので妥当と判断しましたのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号6番の案件は申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号6番の案件は申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>4番委員にはご着席願います。</p>
議 長	<p>(4番委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、議第59号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを議題とします。国土調査課より説明を求めます。</p>
事務局	<p>(説明者 自己紹介)</p>
事務局	<p>議題59号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを説明します。今回の対象地区は事業計画区域名、〇〇町〇〇地区〇〇工区、〇〇町〇〇地区〇〇工区、〇〇町〇〇地区〇〇工区の3地区となりますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>初めに、現在の地籍調査の進捗状況及び概況について説明します。現在、雲南市内で地籍調査を実施しているのは、〇〇町と〇〇町の2町でございます。〇〇町の進捗率は約98%、〇〇町については約85%であり、雲南市全体としては約97%の進捗率となっております。令和5年4月1日現在の数値となります。また、参考までに全国と島根県の進捗状況ですが、全国が52%、島根県は54%となっております。</p>
事務局	<p>最初に、〇〇町〇〇工区についてご説明します。実施区域ですが、付属資料の44ページの図面をご覧ください。〇〇町〇〇地内の〇〇川の西側を中心とした山林部の区域になり、面積は約0.97㎏となります。続きまして、総会資料36ページの地目変更一覧表をご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地についてです。調査前の筆数は、田が19筆で、畑が76筆でした。調査後の結果は、田から山林としたものが6筆、原野としたものが2筆、公衆用道路としたものが1筆で合計9筆となりました。次に畑ですが、山</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>林としたものが30筆、原野としたものが2筆、雑種地としたものが3筆、公衆用道路としたものが6筆、公園としたものが7筆の合計57筆となりました。2番目の地目別筆数面積変動表についてです。調査前の田の筆数19筆、面積0.51haが、調査後0筆、面積0haとなりました。また、畑は調査前の筆数76筆、面積2.81haが、調査後に3筆、面積0.04haとなっております。37ページの地目別筆数面積変動表等調書は地区全体の農地以外の地目についての調査前後の筆数及び面積の変動を記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、〇〇町〇〇工区について説明します。実施区域ですが、付属資料45ページの図面をご覧ください。〇〇町〇〇地内の〇〇農道の南側を中心とした山林部の区域になり、面積は約1.96㎏となります。続きまして、総会資料38ページの地目変更一覧表をご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地についてです。調査前の筆数は田が131筆、畑が31筆でした。調査後の結果は、田から山林としたものが59筆、公衆用道路としたものが54筆、その他の地目としたものが10筆で合計123筆となりました。次に畑ですが、山林としたものが19筆、原野としたものが1筆、公衆用道路としたものが5筆の合計25筆となりました。2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆数131筆、面積5.47haが、調査後0筆、面積0haとなりました。また、畑は調査前の筆数31筆、面積0.95haが、調査後に0筆、面積0haとなっております。39ページの地目別筆数面積変動表等調書は、先ほどと同様にご覧いただくという事で確認をお願いします。</p> <p>最後に、〇〇町〇〇工区についてご説明します。実施区域ですが、付属資料46ページの図面をご覧ください。北は〇〇工区、西は〇〇工区、東は〇〇町〇〇地区、南は〇〇町〇〇地区に隣接となっております。調査実施面積は約1.27㎏となります。続きまして、総会資料40ページの地目変更一覧表をご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地についてです。調査前の筆数は、田が7筆で、畑が27筆でした。調査後の結果は、田から山林としたものが6筆となりました。また、畑から山林としたものが19筆となりました。2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆数7筆、面積0.31haが、調査後0筆、面積0haとなりました。畑は調査前の筆数27筆、面積0.46haが、調査後に0筆、面積0haとなっております。40ページの地目別筆数面積変動表等調書はご覧いただくということでお願いします。</p> <p>なお、面積についてですが、調査前の面積は登記簿に記載の数値を使用し、調査後の面積は現代の測量技術にて現地を実測した数値となっておりますので補足とさせていただきます。以上、〇〇町3地区の説明とさせていただきますので、ご審議の程をよろしく願いいたします。</p> <p>議 長 ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>議 長 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>議 長 討論を終わります。お諮りいたします。議第59号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第59号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(14:40 終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____